



三重県公報

令和8年2月8日 (日)

号外

目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

選管告示

16 分割開票区の設置について

(選挙管理委員会) 1

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第16号

第51回衆議院議員総選挙において、開票区を分割することができる特別の事情があると認められ、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により、鳥羽市の区域を分けて開票区を設けたため、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和8年2月8日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

1 小選挙区選出議員選挙における分割開票区

市町名	開票区名	開票区の区域
鳥羽市	鳥羽市第一開票区	第1投票区から第21投票区まで及び第23投票区から第26投票区までの区域
	鳥羽市第二開票区	第22投票区の区域

2 比例代表選出議員選挙における分割開票区

市町名	開票区名	開票区の区域
鳥羽市	鳥羽市第一開票区	第1投票区から第21投票区まで及び第23投票区から第26投票区までの区域
	鳥羽市第二開票区	第22投票区の区域

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
